

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

## 役員報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名目の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、食費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 本会の役員は非常勤とする。

### (理事の報酬等)

**第3条** 理事が、本会の理事会、常務理事会、正副会長会、協会運営会議、監査会、その他理事の職務遂行のための会議（以下「理事会等」という。）に出席したときは、理事会等に出席した都度日額報酬を支給する。

- 2 前項の日額報酬の額は、8,000円とする。ただし、同一日に2以上の理事会等に出席した場合であっても、重複して支給しない。
- 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（理事事務所所在地からの実費）、食費を支給する。宿泊を伴う場合は、別に定める宿泊費を支給する。

### (監事の報酬等)

**第4条** 監事が、本会の監査会及び理事会等、本会の本部、支部において監事の職務を遂行したときは、職務遂行を行った都度日額報酬を支給する。

- 2 前項の日額報酬の額は、8,000円とする。ただし、同一日に2以上の職務遂行した場合であっても、重複して支給しない。
- 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（監事事務所所在地からの実費）、食費を支給する。宿泊を伴う場合は、別に定める宿泊費を支給する。

### (執務の報酬)

- 第5条** 理事のうち、会長、副会長及び専務理事等が本会の会務のために執務したときは、報酬を支給する。
- 2 前項の執務とは、理事会等以外に本会の本部、支部等において会務処理のために職務遂行を行った場合をいう。
  - 3 第1項の報酬の額は、日額報酬8,000円とする。
  - 4 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（役員事務所所在地からの実費）、食費の実費を支給する。

### (出張の報酬等)

- 第6条** 本会役員が、本会の職務遂行のために、県内又は県外に出張したときは報酬を支給する。
- 2 前項の報酬の額は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 県内出張の報酬の額は、日額報酬8,000円とする。ただし、同一日に2以上の職務遂行を行った場合でも重複して支給しない。
    - (2) 県外出張の報酬の額は、日額報酬12,000円とする。ただし、同一日に2以上の職務遂行を行った場合でも重複して支給しない。
  - 3 前項の他、費用弁償として交通費実費相当額（役員事務所所在地からの実費、但し特急、新幹線利用の場合は普通車、特急指定席運賃実費）、別に定める宿泊費及び食費の実費とする。

### (報酬支給の特例)

- 第7条** 会務上の必要及び天災地変その他やむを得ない事由により定額報酬で支給できない場合はその実費額により支給する。
- 2 本会役員が本会の代表として、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会等関係団体（以下「全宅連等」という。）の役員として本会より直接派遣されている場合は、派遣先より支給される報酬を受領するものとする。
  - 3 派遣先の報酬の額が、第5条に規定する報酬の額より低額の場合は、その差額を本会より支給する。
  - 4 費用弁償としての交通費、宿泊費及び食費について、派遣先の支給額に過不足が生じる場合は、前項に準じ本会より差額を支給する。
  - 5 理事会等、執務及び県内出張が同一日に重複した場合の報酬は、県内出張の報酬の額を支給する。ただし、交通費及び食費は実費全額を支給する。
  - 6 理事会等、執務及び県外出張が同一日に重複した場合の報酬は、県外出張の報酬の額のみを支給する。ただし、交通費及び食費は実費全額を支給する。
  - 7 理事会等、執務、県内出張及び県外出張が同一日に重複した場合の報酬は、県外出張の報酬の額のみを支給する。ただし、交通費及び食費は実費全額を支給する。

#### (報酬支給の適用除外)

- 第8条** 全宅連等に派遣されている本会役員が、派遣先である全宅連等の役員として全宅連等の関係団体の役員に派遣された場合の報酬は、派遣先より支給される報酬を受領するものとし、前条第3項は適用しない。
- 2 費用弁償としての交通費、宿泊費及び食費については、派遣先より支給される額を受領するものとし、前条第4項は適用しない。

#### (支給の方法)

- 第9条** 第3条乃至第7条に定める報酬、交通費及び食費は、その都度当該役員に現金により支給する。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (支給の上限)

- 第10条** 役員に対する報酬は、総会において別に定める報酬総額の上限額を超えて支給することはできない。

#### (公表)

- 第11条** 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### (改廃)

- 第12条** この規程の改正又は廃止は、総会の議決により行うものとする。

#### (補則)

- 第13条** この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 平成25年5月28日（平成25年度定時総会）一部改正、同日施行。（日額報酬県内10,000円を8,000円、県外15,000円を12,000円に改正。）